

平成 19 年 2 月 14 日

## 1. 当面の進め方

- ・ 「基本方針」の次回改定に向けて「対象事業の選定」と、「基本方針」において定められた事業の「実施要項」を中心に審議。これらについては、専門委員を拡充しつつ、担当委員と専門委員により審議。
- ・ 「地方公共サービス部会」において、地方公共団体の実態に即したニーズ把握等を実施。
- ・ 制度や監理委員会の活動に関する「広報」の展開・充実。

## 2. 検討事項

### (1) 事業選定

- ・ 当面、監理委員会又は公共サービス改革小委員会における合意を踏まえ、以下のテーマを「重点項目」として検討。
  - ハローワーク業務等
  - 統計調査関連業務
  - 公物管理関連業務
  - 窓口関連業務
  - 徴収関連業務
  - 施設・研修等関連業務
- ・ 上記テーマのうち、ハローワーク、公物管理、徴収、施設・研修等については、適宜、担当委員と専門委員による会合（分科会）を開催。（別添）
- ・ 統計調査については、当面、「統計部会」において検討。
- ・ 窓口については、「地方公共サービス部会」において検討。

### (2) 実施要項

- ・ 今後、審議を予定している以下の事項について、入札監理小委員会において審議。
  - 国民年金保険料収納事業
  - 情報処理推進機構の情報処理技術者試験
  - 登記事項証明書等の交付等の事務（乙号事務）
  - 国際交流基金の日本語研修事業、文化芸術交流事業
  - 日本学生支援機構のプラザ平成の管理運營業務、国際交流会館の管理運營業務

公共サービス改革小委員会の今後の運営について（案）

- 1．公共サービス改革小委員会（以下「小委員会」という。）の活動目的である国の行政機関等の対象公共サービスの選定に関する調査検討をより効率的・効果的に行うため、小委員会の長は、当該公共サービスの内容に応じて、担当の主査及び副主査を指名できるものとする。
- 2．国の行政機関等の対象公共サービスの選定に関する調査検討に当たっては、適宜、関係委員による会合を開催することとし、この会合を「分科会」と称する。
- 3．当該分科会の主査は、議論の対象となる専門の事項を調査させるため専門委員が置かれている場合において、当該専門委員を分科会に出席させることができる。
- 4．分科会における調査検討の内容について、当該分科会の主査は、監理委員会又は小委員会に報告するものとする。
- 5．その他、分科会の運営については、小委員会の例に準ずるものとする。

## 小委員会の開催について

平成18年9月

### 1. 開催の趣旨

対象公共サービスの選定、実施要項案の策定その他の事項の審議に当たって、委員間の議論の充実を図るため、議題に応じて次の小委員会を随時、開催できるものとする。ただし、議を経るに際し異議はないとする機関決定は、監理委員会において行う。

### 2. 位置付け

監理委員会令第1条に基づき内部組織として置かれる部会ではなく、第7条に基づき、委員会の円滑な運営を図るために、委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする。なお、廃止の手続は特に取らないこととする。

### 3. 小委員会の構成及び任務

(1) 小委員会は、委員全員により構成される。ただし、小委員会ごとに担当委員を置くものとし、担当委員を中心に審議日程等を調整するものとする。

公共サービス改革小委員会

国の行政機関等の対象公共サービスの選定に関する調査検討

入札監理小委員会

実施要項案の策定等に関する調査検討

(2) 委員は、担当委員であるか否かにかかわらず、会議に出席し、議事に参加することができる。

(3) 各小委員会の座長として、委員長の指名により、主査を置く。

(4) 各小委員会は、委員長の了解の下、主査が招集する。

(5) 委員長、委員長代理は、随時、各小委員会の会議に出席する。

(6) 議論の対象となる専門の事項を調査させるため専門委員が置かれている場合においては、主査は、当該専門委員を出席させることができる。

### 4. 小委員会の初会合及び活動

(1) 各小委員会は、監理委員会における小委員会についての開催の決定後、順次、初会合を開催し、任務として掲げる事項の議論を進めるものとする。

(2) 各小委員会の公開については、監理委員会及び部会の例に準ずる。

(3) 各小委員会は、その検討に際し、事務局及び当該対象公共サービスの所管府省等に必要な資料の作成・提出等を求め、効果的な議論を進めるものとする。